

**特許・意匠出願の審査意見通知書で指定された回答又は補正期間の延長申請—
計算の原則(台湾)**

台湾特許・意匠出願の実体審査又は再審査において審査意見通知書が出された場合、回答又は補正期限は 1 回延長できる。期限延長の計算の原則を知的財産局が公布した。

以下は、その和訳である。

公布日：2014 年 08 月 21 日

知的財産局が特許・意匠出願の実体審査又は再審査の審査意見通知書に記載する回答又は補正期限について、出願人が、期限前に法に基づいて延長を申請する場合、最終期限日の計算の原則は以下の通りである：

- (1) 国外からの出願： 回答又は補正期間は 3 ヶ月と指定する。延長の申請は 1 回可能で、指定する期間の合計は 6 ヶ月以下を原則とする。延長後の期限は原則として、審査意見通知書が合法に送達された翌日から起算し 6 ヶ月である。期限が休日の場合は、当該日の翌日までとする。

例：特許出願第 XXXXXXXXXX 号に対し、知的財産局が 2014 年 4 月 10 日に審査意見通知書を発行し、2014 年 4 月 12 日に合法に送達された。出願人が期限日前に延長を申請した場合、本局は 2014 年 10 月 12 日までの延長を認める。（但し、2014 年 10 月 12 日は日曜日に当たるため、回答書又は補正書の提出は 2014 年 10 月 13 日まで延長される）

- (2) 国内からの出願： 回答又は補正期間は 2 ヶ月と指定する。延長の申請は 1 回可能で、指定する期間の合計は 4 ヶ月以下を原則とする。延長後の期限日は、国外からの出願の計算方式の通りに処理する。

以上

(2014 年 8 月 28 日)